

作成日：1996年09月17日
改訂日：2024年07月01日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品の名称:ショーボンド AU-1シンナー
会 社 名:ショーボンドマテリアル株式会社
住 所:埼玉県川越市芳野台2-8-10
担当部門:品質保証課
電話番号:049-225-5611 F A X:049-225-5616
緊急連絡先:品質保証課 電話番号:049-225-5611
整理番号:AU-1シンナー -07

推奨用途及び使用上の制限:工業用、所定の用途以外には使用しないこと

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性:	引火性液体	区分2
健康に対する有害性:	急性毒性(吸入:蒸気)	区分4
	皮膚腐食性／刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2
	発がん性	区分1
	生殖毒性	区分1
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	授乳に対する、又は授乳を介した影響に関する追加区分
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(中枢神経系) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)
	誤えん有害性	区分2(呼吸器)
環境に対する有害性:	水生環境有害性 短期(急性)	区分1
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分2
	※記載なきGHS分類区分:区分に該当しない／分類できない	区分3

GHSラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

H225 引火性の高い液体および蒸気
H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気またはめまいのおそれ
H350 発がんのおそれ
H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ

- H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
 H370 臓器(中枢神経系)の障害
 H372 長期にわたる、または反復ばく露による臓器(中枢神経系、腎臓)
 　　の障害
 H373 長期にわたる、または反復ばく露による臓器(呼吸器)の障害の
 　　おそれ
 H401 水性生物に毒性
 H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

- 予防策: 熱／火花／裸火／高温のもの のような着火源から遠ざけること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 屋外または換気の良い場所で使用すること。
 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
 取り扱い後はよく手を洗うこと。
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
 粉塵／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 環境への放出を避けること。
- 対応: 火災の場合には、消火に粉末／炭酸ガス／泡消火器を使用すること。
 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを
 　　着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。
 飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗うこと。
 汚染された衣類は直ちに脱ぎ、再使用する場合は洗濯すること。
 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で
 　　休息させること。
 下記の場合は直ちに医師の診断／手当を受けて下さい。
 眼に入った場合、飲み込んだ場合、皮膚刺激が生じた場合、気分が悪い場合、
 身体上の異常が生じた場合、暴露または暴露の懸念がある場合。
 漏出物を回収すること。
- 保管: 容器を密閉し、換気の良い冷暗所で、施錠するなど関係者以外が
 　　立ち入れないような管理された場所で保管すること。
- 廃棄: 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に、
 　　業務委託し廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別: 混合物

化学名又は一般名 (成 分)	官報公示整理番号 化審法	CAS No.	濃度又は 濃度範囲(含有量%)
トルエン	(3)-2、(3)-60	108-88-3	65
低沸点芳香族ナフサ	—	64742-95-6	10～20
1,2,4-トリメチルベンゼン	(3)-7、(3)-3427	95-63-6	7.0
酢酸 n-ブチル	(2)-731	123-86-4	5～10
1,3,5-トリメチルベンゼン	(3)-7、(3)-3427	108-67-8	2.0
1,2,3-トリメチルベンゼン	(3)-7、(3)-3427	526-73-8	1.5
クメン	(3)-22	98-82-8	1 未満

4. 応急処置

- 目に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合
 　　は外し、その後も洗浄をつづけること。直ちに眼科医の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合: 布で素早く拭き取り、多量の水と石鹼で洗うこと。
 　　皮膚刺激、または、発疹が生じた場合は、医師の診断を受ける。

- 吸入した場合: 直ちに空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合: 直ちに水で口をすすぎ、医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤: 粉末、炭酸ガス、泡。
- 使ってはならない消火剤: 冷却の目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。
- 特有の消火方法: 可燃性のものを周囲から取り除く。消火活動は風上から消火する。
- 高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。
- 消火を行うものの保護: 消火作業の際は、必ず耐熱性着衣などを着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項: 保護具及び緊急時措置:直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離すること。関係者以外の立ち入りを禁止すること。
- 作業者は適切な保護具(手袋、保護眼鏡等)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避けること。風上に留まること。低地から離れること。
- 環境に対する注意事項: 河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
- 大量の流出には盛り土などで囲って流出を防止する。

- 回収・中和: 土砂等(の不燃物)で囲みビニールシート等でおおい、蒸気の発生を抑えながら回収する。
- 封じ込み及び浄化の方法: 拡散を防止し、流出物をすくい取るか、又は、ウェス等を使用して空容器に回収する。
- 機材: 付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除き、火災の発生を防ぐ。
- 二次災害の防止策: 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- 関係箇所に通報し応援を求める。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い :
- 技術的対策: 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用すること。
- 局所排気・全体換気: 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なうこと。
- 安全な取り扱い注意事項: 周辺で火気の使用、発生のこと。
- 使用前にショーボンドマテリアルホームページ「樹脂製品の取り扱いについて」「樹脂製品を安全にご利用いただくために」を必ず参照すること。
- ホームページアドレス:<https://www.sb-material.co.jp/resin/download.html>
- すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 接觸、吸入又は飲み込まないこと。
- 粉じん、ヒュームを吸入しないこと。
- 屋外又は換気の良い区域のみで使用すること。
- 取扱い後は、よく手を洗うこと。
- 「10. 安定性及び反応性」を参照。
- 接触回避:
- 保管 :
- 技術的対策: 保管場所には、危険物を貯蔵し取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- 保管条件: 日光の直射を避けて保管する。
- 混色禁止物質: 火気、熱源から離して保管する。
- 容器包装材料: 容器を密閉して換気の良いところで保管すること。
- 施錠して保管すること。
- 「10. 安定性及び反応性」を参照。
- 金属製で密閉可能な容器。

8. 暴露防止及び保護措置

許容濃度 (ACGIH) 参照先 : <https://www.acgih.org/>

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
--	------	------------	-------------

トルエン	20ppm	50ppm	設定あり
低沸点芳香族ナフサ	未設定	未設定	未設定
1,2,4-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm	未設定
酢酸 n-ブチル	150ppm	100ppm	設定あり
1,3,5-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm	未設定
1,2,3-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm	設定あり
クメン	未設定	10ppm	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
トルエン	未設定	未設定
低沸点芳香族ナフサ	未設定	未設定
1,2,4-トリメチルベンゼン	未設定	未設定
酢酸 n-ブチル	未設定	未設定
1,3,5-トリメチルベンゼン	未設定	未設定
1,2,3-トリメチルベンゼン	未設定	未設定
クメン	10ppm	未設定

設備対策：
換気の悪い場所では局所排気装置等の排気のための装置を設置する。
電気機器は防爆構造とする。
取扱い場所の近くには、洗顔、身体洗浄のための設備を設ける。

保護具

呼吸器の保護具： 有機ガス用防毒マスク 送気マスク
 手の保護具： 不浸透性の保護手袋
 目の保護具： 保護メガネ
 皮膚及び身体の保護具： 不浸透性の作業衣および保護具を着用する。

9. 物理的および化学的性質

物理的状態、形状等： 液体
 色： 無色
 臭い： 溶剤臭
 融点／凝固点： データなし
 沸点、初留点及び沸騰範囲： 110.6～210°C
 可燃性： あり
 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界： 下限0.9%、上限7%
 引火点： 6°C
 自然発火温度： 450°C
 分解温度： データなし
 pH： データなし
 動粘性率： データなし
 溶解度： データなし
 n-オクタノール／水分配係数(log値)： データなし
 蒸気圧： 3786Pa
 密度及び／又は相対密度： 0.88g/cm³
 相対ガス密度： データなし
 粒子特性： データなし
 その他情報： データなし

10. 安定性および反応性

反応性： 情報を有していない。
 化学的安定性： 通常の取り扱い条件においては安定。
 危険有害反応可能性： 情報を有していない。
 避けるべき条件： 高温(40°C以上)にならないようにする。
 混触危険物質： 情報を有していない。

危険有害な分解生成物: 燃焼により一酸化炭素、窒素酸化物、その他低分子モノマーなどの有害性ガスの発生の恐れがある。

1.1. 有害性情報

急性毒性: 経口:

トルエン 区分に該当しない
低沸点芳香族ナフサ 分類できない
1,2,4-トリメチルベンゼン 区分に該当しない
酢酸 n-ブチル 区分に該当しない
1,3,5-トリメチルベンゼン 区分に該当しない
1,2,3-トリメチルベンゼン 分類できない
クメン 区分に該当しない

経皮:

トルエン 区分に該当しない
低沸点芳香族ナフサ 分類できない
1,2,4-トリメチルベンゼン 分類できない
酢酸 n-ブチル 区分に該当しない
1,3,5-トリメチルベンゼン 分類できない
1,2,3-トリメチルベンゼン 分類できない
クメン 区分に該当しない

吸入(気体):

トルエン 区分に該当しない
低沸点芳香族ナフサ 区分に該当しない
1,2,4-トリメチルベンゼン 区分に該当しない
酢酸 n-ブチル 区分に該当しない
1,3,5-トリメチルベンゼン 区分に該当しない
1,2,3-トリメチルベンゼン 区分に該当しない
クメン 区分に該当しない

吸入(蒸気):

トルエン 区分 4
低沸点芳香族ナフサ 分類できない
1,2,4-トリメチルベンゼン 分類できない
酢酸 n-ブチル 分類できない
1,3,5-トリメチルベンゼン 分類できない
1,2,3-トリメチルベンゼン 分類できない
クメン 区分 4

吸入
(粉じん・ミスト):

トルエン 分類できない
低沸点芳香族ナフサ 分類できない
1,2,4-トリメチルベンゼン 区分に該当しない
酢酸 n-ブチル 分類できない
1,3,5-トリメチルベンゼン 区分に該当しない
1,2,3-トリメチルベンゼン 分類できない
クメン 区分に該当しない

皮膚腐食性／刺激性:

トルエン 区分 2
低沸点芳香族ナフサ 分類できない
1,2,4-トリメチルベンゼン 区分 2
酢酸 n-ブチル 区分に該当しない
1,3,5-トリメチルベンゼン 区分 2
1,2,3-トリメチルベンゼン 分類できない
クメン 区分に該当しない

眼に対する重篤な損傷性
／眼刺激性:

トルエン 区分 2B
低沸点芳香族ナフサ 分類できない
1,2,4-トリメチルベンゼン 区分 2
酢酸 n-ブチル 区分 2B
1,3,5-トリメチルベンゼン 区分 2B
1,2,3-トリメチルベンゼン 分類できない
クメン 区分 2B

呼吸器感作性:

トルエン 分類できない
低沸点芳香族ナフサ 分類できない

1,2,4-トリメチルベンゼン 分類できない
酢酸 n-ブチル 分類できない
1,3,5-トリメチルベンゼン 分類できない
1,2,3-トリメチルベンゼン 分類できない
クメン 分類できない
トルエン 区分に該当しない
低沸点芳香族ナフサ 分類できない
1,2,4-トリメチルベンゼン 分類できない
酢酸 n-ブチル 分類できない
1,3,5-トリメチルベンゼン 分類できない
1,2,3-トリメチルベンゼン 分類できない
クメン 区分に該当しない
トルエン 区分に該当しない
低沸点芳香族ナフサ 分類できない
1,2,4-トリメチルベンゼン 区分に該当しない
酢酸 n-ブチル 分類できない
1,3,5-トリメチルベンゼン 区分に該当しない
1,2,3-トリメチルベンゼン 分類できない
クメン 区分に該当しない
トルエン 分類できない
低沸点芳香族ナフサ 分類できない
1,2,4-トリメチルベンゼン 分類できない
酢酸 n-ブチル 分類できない
1,3,5-トリメチルベンゼン 分類できない
1,2,3-トリメチルベンゼン 分類できない
クメン 区分 1B
トルエン 1A
低沸点芳香族ナフサ 分類できない
1,2,4-トリメチルベンゼン 分類できない
酢酸 n-ブチル 分類できない
1,3,5-トリメチルベンゼン 分類できない
1,2,3-トリメチルベンゼン 分類できない
クメン 分類できない
トルエン 区分 1
低沸点芳香族ナフサ 分類できない
1,2,4-トリメチルベンゼン 区分 3
酢酸 n-ブチル 区分 3
1,3,5-トリメチルベンゼン 区分 3
1,2,3-トリメチルベンゼン 区分 3
クメン 区分 1
トルエン 区分 1
低沸点芳香族ナフサ 分類できない
1,2,4-トリメチルベンゼン 区分 1
酢酸 n-ブチル 分類できない
1,3,5-トリメチルベンゼン 区分 1
1,2,3-トリメチルベンゼン 分類できない
クメン 区分 2
トルエン 区分 1
低沸点芳香族ナフサ 分類できない
1,2,4-トリメチルベンゼン 区分 1
酢酸 n-ブチル 分類できない
1,3,5-トリメチルベンゼン 区分 1
1,2,3-トリメチルベンゼン 分類できない
クメン 区分 1

1 2. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

トルエン 区分 2
 低沸点芳香族ナフサ 分類できない
 1,2,4-トリメチルベンゼン 区分 2
 酢酸 n-ブチル 区分 3
 1,3,5-トリメチルベンゼン 区分 2
 1,2,3-トリメチルベンゼン 区分 2
 クメン 区分2
 トルエン 区分 3
 低沸点芳香族ナフサ 分類できない
 1,2,4-トリメチルベンゼン 区分 2
 酢酸 n-ブチル 区分に該当しない
 1,3,5-トリメチルベンゼン 区分 2
 1,2,3-トリメチルベンゼン 区分 2
 クメン 区分2
 データなし。
 データなし。
 データなし。
 データなし。
 データなし。

生態毒性:

残留性・分解性:

生体蓄積性:

土壤中の移動性:

オゾン層への有害性:

1 3. 廃棄上の注意

塗料・容器等の廃棄物は、許可を受けた産廃物処理業者と契約して処理する。

容器、機械装置等を洗浄した排液等を、地面や排水溝へ流さないこと。

排水処理・焼却等により発生した廃棄物についても“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”及び関係する法規に従って処理するか業者に委託する。

廃塗料等を焼却する場合、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ処理する。または焼却炉の火室への噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。

特定管理産業廃棄物（廃油）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

塗料製品、廃塗料などは、悪臭防止法の悪臭物質に該当するので、廃棄にはこの法規に準じて行う。

環境に配慮し、空容器は内容物を完全に除去後、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をする。

1 4. 輸送上の注意

注意事項

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。

容器の漏れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷のないように積込み、荷崩れの防止を確実に行う。

国内規制

陸上輸送：消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法による。

海上輸送：船舶安全法に定められている運送方法に従う。

航空輸送：航空法に定められている運送方法に従う。

国連分類：クラス 3

国連番号：1 2 6 3

1 5. 適用法令

労働安全衛生法：

有機溶剤中毒予防規則 第2種有機溶剤等(第1条第1項2号)

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針
 (変異原性指針)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条

	の2第1号、第2号別表第9) トルエン(政令番号:407) 石油ナフサ(政令番号:330) 酢酸ブチル(政令番号:181) トリメチルベンゼン(政令番号:404) クメン(政令番号:138)
	皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)
	濃度基準値設定物質(安衛則第577条の2第2項、令和5年4月27日告示第177号、令和5年4月27日公示第24号)
毒物及び劇物取締法:	非該当
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法):	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) トルエン(管理番号:300) (65%) トリメチルベンゼン(管理番号:691) (11%)
消防法:	第4類 引火性液体 第1石油類(非水溶性液体)
港則法:	第12条危険物 告示 引火性液体類
航空法:	第194条危険物 告示 別表第1 引火性液体
労働基準法:	別表第一の二第四号 疾病化学物質

16. その他の情報

注意事項：本データは、工業的な一般的取扱いに際しての、安全な取扱いについて最新の情報を集め、記載したものですが、必ずしも充分とはいえないで取扱いには充分注意して下さい。
新たな情報を入手した場合は、追加または改訂があります。
本製品の取扱いに記載されている以外の他の化学物質を混ぜたり、特殊な条件で使用するときは、ユーザーが安全性の評価を実施してください。

参考文献

- 1) GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場の表示及び安全データシート(SDS)：JIS Z 7253：2019
- 2) 製品安全データシートの作成指針 平成18年5月 (社団法人 日本化学工業協会)
- 3) GHS分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
- 4) 原材料／製品メーカSDS